



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

770	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
771	生活保護法による施術機関の指定	(").....	1
772	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	2
773	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	2
774	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
775	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
776	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
777	〃	(").....	4
778	〃	(").....	4
779	保安林予定森林	(").....	5
780	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	5

告 示

和歌山県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西柔 17-20	太田誠也	この鍼灸整骨院	西牟婁郡白浜町919-1	平成 22.4.30

和歌山県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 8-22	木本宏司	きもと整骨院	紀の川市南中409-1	平成 22.2.14

和歌山県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
東医 62-59	矢田内科医院	東牟婁郡那智勝浦町大字天満442-43	平成 22. 5. 28

和歌山県告示第773号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日 （指定の有 効期間の 満了の日）
30722009 53	社会福祉法人紀 成福祉会	田辺市鮎川字向 越1313番地	笠原達司	ケアプランセ ンターベンけ いさん	田辺市湊1127	居宅介護支援	平成 22. 7. 1 （平成 28. 6. 30）

和歌山県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番号	氏 名 （法人の場合に あつては、 申請者の名称）	住 所 （法人の場合に あつては、主たる 事務所の所在地）	法人の場合に あつては、代 表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日 （指定の有 効期間の 満了の日）
30701074 57	有限会社まつい コーポレーショ ン	和歌山市砂山南 四丁目1-37	松井由美子	まつい訪問看 護ステーショ ンキューアル ム	和歌山市砂山南 四丁目1-37	介護予防通 所介護	平成 22. 7. 1 （平成 28. 6. 30）

和歌山県告示第775号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107549	社会福祉法人芦辺会	和歌山市南片原二丁目12番地	片山善文	ヘルパーステーションあしべ	和歌山市楠本336番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3072300613	株式会社こすもす	新宮市清水元二丁目2番18号	下村和也	こすもす介護センター	新宮市清水元二丁目2番18号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3071700292	株式会社桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	橋本礼子	ヘルパーステーション桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3072400843	株式会社すもも	西牟婁郡上富田町岩田1533-1	森下昌代	介護センターすもも	西牟婁郡上富田町岩田1533-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3072500659	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	宇治田文彦	ホームヘルプはーとふれんど	東牟婁郡串本町古座1035-87	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3070107531	株式会社日進	和歌山市太田667-6	佐藤泰崇	双葉	和歌山市太田667-6	通所介護・介護予防通所介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3071000818	株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614番地	森本泰弘	ジュレディサービス	橋本市紀見463-1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.7.1 平成28.6.30
3070107523	株式会社コムテック	和歌山市西浜1038番地の12	小村哲也	コムテック介護事業本部	和歌山市西浜1038番地の12	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成22.7.1 平成28.6.30
3071000826	有限会社大谷家具店	橋本市隅田町河瀬433番地	大谷秀樹	大谷家具店福祉事業部	橋本市隅田町河瀬433番地	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成22.7.1 平成28.6.30

和歌山県告示第776号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字小谷465
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第777号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字濁谷563の1、563の4から563の6まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字濁谷563の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第778号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町畝畑字倉谷1の1、1の2、1の6、熊野川町赤木字秣香2010から2012まで、字スクノ2014
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第779号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園中南字有畝8の4から8の6まで、8の8、9の1、9の2、13の2、15の1、15の3、15の4、15の6、字瀬谷103の1、103の6、104の1、104の3、105の2、105の3、105の5、105の7、106の1、106の3、107の1から107の5まで、107の7、107の9、107の11、107の13

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第780号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成22年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許を受けた者

(1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

(2) 名称 白浜町

(3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2946番地の7

(4) 代表者氏名 白浜町長 水本雄三

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り1665番、1666番1、1666番、1667番15並びに同町字轡町2183番、2182番及び2173番に接する国有海浜地並びに同町字行幸芝2993番6、2993番7及び2993番1の地先公有水面

(2) 区域

aの区域

次の各点の内a1の地点からa8の地点までを順次直線で結んだ線及びa8の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- a1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から171度01分11秒、1,875.84mの地点
- a2地点 a1の地点から37度43分46秒 8.37mの地点
- a3地点 a2の地点から91度00分45秒 9.99mの地点
- a4地点 a3の地点から178度59分15秒 3.10mの地点
- a5地点 a4の地点から91度00分45秒 10.41mの地点
- a6地点 a5の地点から261度04分36秒 8.58mの地点
- a7地点 a6の地点から247度13分13秒 11.01mの地点
- a8地点 a7の地点から293度09分52秒 6.40mの地点

bの区域

次の各点の内b1の地点からb20の地点までを順次直線で結んだ線及びb20の地点とb1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- b1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から170度04分20秒、1,877.80mの地点
- b2地点 b1の地点から91度00分45秒 17.02mの地点
- b3地点 b2の地点から94度28分00秒 58.44mの地点
- b4地点 b3の地点から87度23分29秒 54.98mの地点
- b5地点 b4の地点から47度56分09秒 14.46mの地点
- b6地点 b5の地点から210度30分24秒 7.87mの地点
- b7地点 b6の地点から226度01分42秒 10.01mの地点
- b8地点 b7の地点から240度59分49秒 10.34mの地点
- b9地点 b8の地点から299度35分55秒 0.50mの地点
- b10地点 b9の地点から249度55分23秒 10.43mの地点
- b11地点 b10の地点から275度55分18秒 10.04mの地点
- b12地点 b11の地点から273度12分50秒 10.03mの地点
- b13地点 b12の地点から279度31分11秒 10.12mの地点
- b14地点 b13の地点から278度06分32秒 10.10mの地点
- b15地点 b14の地点から277度42分28秒 10.08mの地点
- b16地点 b15の地点から276度21分23秒 14.85mの地点
- b17地点 b16の地点から286度20分55秒 10.39mの地点
- b18地点 b17の地点から269度40分47秒 10.00mの地点
- b19地点 b18の地点から278度57分22秒 10.01mの地点
- b20地点 b19の地点から278度11分42秒 10.13mの地点

cの区域

次の各点の内c1の地点からc15の地点までを順次直線で結んだ線及びc15の地点とc1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- c1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から165度28分45秒、1,893.82mの地点
- c2地点 c1の地点から48度12分55秒 81.27mの地点
- c3地点 c2の地点から303度05分13秒 2.67mの地点
- c4地点 c3の地点から270度00分00秒 0.79mの地点
- c5地点 c4の地点から48度12分55秒 6.25mの地点

c6地点 c5の地点から123度05分19秒 14.31mの地点
c7地点 c6の地点から172度28分21秒 3.68mの地点
c8地点 c7の地点から220度59分42秒 9.10mの地点
c9地点 c8の地点から176度03分16秒 16.58mの地点
c10地点 c9の地点から208度09分39秒 10.67mの地点
c11地点 c10の地点から212度58分55秒 10.40mの地点
c12地点 c11の地点から182度35分06秒 14.49mの地点
c13地点 c12の地点から220度20分19秒 10.11mの地点
c14地点 c13の地点から232度23分43秒 10.02mの地点
c15地点 c14の地点から301度26分40秒 34.70mの地点

dの区域

次の各点の内d1の地点からd4の地点までを順次直線で結んだ線及びd4の地点とd1の地点を結んだ線により囲まれた区域

d1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から172度10分33秒、1,870.66mの地点
d2地点 d1の地点から58度13分14秒 6.61mの地点
d3地点 d2の地点から156度59分14秒 5.16mの地点
d4地点 d3の地点から269度10分59秒 6.47mの地点

eの区域

次の各点の内e1の地点からe14の地点までを順次直線で結んだ線及びe14の地点とe1の地点を結んだ線により囲まれた区域

e1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から165度34分12秒、1,917.70mの地点
e2地点 e1の地点から334度17分03秒 5.82mの地点
e3地点 e2の地点から6度35分22秒 0.45mの地点
e4地点 e3の地点から337度33分50秒 4.68mの地点
e5地点 e4の地点から346度44分50秒 1.50mの地点
e6地点 e5の地点から23度28分47秒 4.20mの地点
e7地点 e6の地点から60度53分18秒 2.56mの地点
e8地点 e7の地点から91度46分01秒 4.04mの地点
e9地点 e8の地点から98度20分41秒 3.56mの地点
e10地点 e9の地点から99度07分13秒 2.34mの地点
e11地点 e10の地点から127度01分55秒 3.16mの地点
e12地点 e11の地点から216度18分56秒 4.24mの地点
e13地点 e12の地点から125度58分10秒 0.46mの地点
e14地点 e13の地点から215度41分46秒 7.88mの地点

(3) 面積

3,710.77㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町字浜通り3742番38の地内並びに1664番9、1664番6、1664番10、1664番7及び3776番に接する公共空地並びに3742番39の地内並びに同町字韃町3052番6、3052番2及び同町字浜通り1665番に接する公共空地並びに1665番及び1665番1の地内並びに同町字韃町2184番3、2184番1、2184番2、2183番、2182番、2173番及び2172番に接する公共空地並びに同町字韃町2172番、同町字浜通り1663番3

及び1666番2の地内並びに同町字湯之上1910番に接する公共空地並びに同町字湯之上1909番2、1909番1、1908番1、1907番2、1905番及び1904番の地内並びに同町字浜通り1667番13、1667番10、1667番9、1667番8、1667番7、1667番6、1667番5、1667番4、1667番3、同町字行幸芝2994番2及び同町字浜通り1667番2の地内並びに同町字浜通り1667番2、同町字行幸芝2994番3、2993番7及び2993番6に接する公共空地並びに同町字行幸芝2993番1の地内並びに同町字行幸芝2993番5、2993番4、2992番1及び2990番2に接する公共空地並びに同町字浜通り3742番38、3776番、3742番39、同町字韃町3052番6、3052番2、同町字浜通り1665番、1666番1、1666番、1667番15並びに同町字韃町2183番、2182番及び2173番に接する国有海浜地並びに同町字行幸芝2993番6、2993番7及び2993番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各点の内x1の地点からx29の地点までを順次直線で結んだ線及びx29の地点とx1の地点を結んだ線により囲まれた区域

x1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から173度37分52秒、1,868.55mの地点

x2地点 x1の地点から20度20分44秒 203.48mの地点

x3地点 x2の地点から90度00分00秒 277.38mの地点

x4地点 x3の地点から123度25分17秒 84.71mの地点

x5地点 x4の地点から125度18分52秒 21.97mの地点

x6地点 x5の地点から246度02分06秒 25.56mの地点

x7地点 x6の地点から233度54分25秒 23.35mの地点

x8地点 x7の地点から256度52分46秒 28.93mの地点

x9地点 x8の地点から242度59分24秒 4.56mの地点

x10地点 x9の地点から224度31分10秒 6.37mの地点

x11地点 x10の地点から213度56分40秒 4.56mの地点

x12地点 x11の地点から192度49分03秒 18.12mの地点

x13地点 x12の地点から175度15分38秒 8.03mの地点

x14地点 x13の地点から163度13分47秒 32.08mの地点

x15地点 x14の地点から214度59分15秒 73.23mの地点

x16地点 x15の地点から212度00分01秒 15.56mの地点

x17地点 x16の地点から244度14分36秒 7.84mの地点

x18地点 x17の地点から260度23分01秒 17.80mの地点

x19地点 x18の地点から269度55分07秒 21.52mの地点

x20地点 x19の地点から269度18分21秒 40.55mの地点

x21地点 x20の地点から278度29分17秒 39.34mの地点

x22地点 x21の地点から290度41分47秒 23.98mの地点

x23地点 x22の地点から291度22分59秒 33.82mの地点

x24地点 x23の地点から293度44分12秒 12.11mの地点

x25地点 x24の地点から287度28分54秒 8.20mの地点

x26地点 x25の地点から277度49分52秒 8.80mの地点

x27地点 x26の地点から271度53分49秒 18.43mの地点

x28地点 x27の地点から274度05分13秒 60.02mの地点

x29地点 x28の地点から288度56分27秒 13.11mの地点

(3) 面積

73,600.00m²

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成22年7月9日